第六号様式（第十八条関係）（昭二九運令四五・追加、昭五四運令二〇・一部改正、昭五五運令四五・旧第五号様式繰下、平一二運令三九・平一八国交令九三・平一九国交令一九・令元国交令二〇・令二国交令七・一部改正）

（用紙の寸法は、日本産業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

住所
氏名
職名
生年月日

右は、港湾法第五十五条の二の二第一項の規定により港湾工事のための調査又は測量を行うため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日

有効期間

発行機関名

発行機関印

（裏）

港湾法抜粋

（他人の土地への立入り）

第五十五条の二の二　国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員を他人の土地に立ち入らせることができる。

2　国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、これらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3　第一項の規定による立入りは、所有者又は占有者の承諾があった場合を除き、日出前及び日没後においては、してはならない。

4　第一項の職員は、同項の規定により他人の土地に立ち入る場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。